

平成30年5月8日

平成30年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成30年第2回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成30年5月8日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 (欠席)	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 1名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	竹下雅樹
副町長 中口守可	教育次長	澤 憲一
副町長 松田康博	水道事業理事	鵜久森 敦
教育長 笠間光弘	会計管理者	福井智淑
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	川端慎也	総務部理事 栗山茂雄
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部 総括理事	波戸元雅一
財政改革部長 兼財政課長	相馬進祐	都市整備部 総括理事 早野清隆
しあわせ創造部長	松井清幸	総務部理事 兼企画地方創生課長 寺田武司
都市整備部長	家永 淳	財政改革部理事 兼行革推進課長 兼税務課長 阪本 隆

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 課長代理 堀口雅生

○会 期

平成30年5月8日（1日）

○会議録署名議員

7番 反保多喜男 9番 奥野 学

---

議事日程

日程1		会議録署名議員の指名
日程2		会期の決定
日程3	議案第53号	専決処分の承認について（岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）
日程4	議案第54号	専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）
日程5	議案第55号	専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第1次））
日程6	選任第1号	常任委員会委員の選任について
日程7	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
日程8	選任第3号	特別委員会委員の選任について
日程9	選挙第1号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
日程10	議案第56号	監査委員の選任について
日程11		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査
日程12		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程13		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程14		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第2回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分でございます。

本日の出席議員は11名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立をいたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をいたします。7番反保多喜男君、9番奥野 学君、以上2名の方をお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月8日から9日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月8日から9日までの2日間に決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可いたします。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成30年第2回臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、平成29年4月1日に第二阪和国道の全線供用開始にあわせオープンした道の駅みさき夢灯台の開駅から1年が経過しました。

3月末までの1年間の来客数が100万人を突破するなど、連日活気に満ちあふれているところであります。

第二阪和国道の全線開通など、インフラ環境が整いつつある中、今後はインフラ整備と並行し岬町の魅力をさらに高め、交流人口、定住人口を拡大させるための施策の充実が必

要となってまいります。

とりわけ、関西国際空港の盛況を泉州地域に波及させるための大阪湾南回り観光ルートの構築が重要です。

そのためには、泉州9市4町や和歌山、淡路島などの地域と広域的に連携し、施策に取り組むことで岬町の活性化につなげてまいります。議会の皆様におかれましても何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております付議事件でございますが、専決処分の承認の件について3件、監査委員の選任について1件、以上、議案4件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうか、よろしくお願いいいたします。

○道工晴久議長 田代町長のあいさつが終わりました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第53号「専決処分の承認について（岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）」を議題といたします

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3、議案第53号、専決処分の承認について（岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由につきましては、議案書の裏面をご参照願います。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成30年3月16日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

今回の改正につきましては、先般の平成30年第1回定例会3月議会に議決賜りました岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例で引用する国民健康保険の調整交付金の交付の算定に関する省令の名称変更並びに条項の異動がございましたので、それに対応するための改正となっております。

それでは、今回の条例改正につきましてご説明させていただきます。

条例改正文並びに新旧対照表をご参照願います。

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年岬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2号中、調整交付金の次に「等」を加え、第6条第3号から第10号まで「及び」、附則第7条第2号を第6条第1項「ハ」から「ヌ」まで及び、附則第7条第2号、また第3号に改める。

また、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上、専決処分をいたしました岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第53号、専決処分の承認について（岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）の提案に対して承認できないと考える立場から討論に参加したいと思います。

提案理由で、持続可能な医療保険制度を構築すると述べられたところでありますが、国民健康保険料については、高い保険料のもとで被保険者の生活の持続が困難になっているというのが実態であります。

今回の専決処分は、3月議会で審議されたものをさらに改定するというもので、議事日程上やむを得ないとは言え、国民健康保険条例の一部改定そのものが都道府県単位化に伴うものであり、今回の提案は認めかねる立場であります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第53号「専決処分の承認について（岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）」を起立により、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を求めます。

（起立多数）

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第4、議案第54号「専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第4、議案第54号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。議案書の裏面をごらんください。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）は、原則として平成31年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令は原則として平成34年10月1日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表とあわせて送付いたしております「岬町税条例等の一部を改正する条例の概要」を用いまして説明をさせていただきます。加えて、新旧対照表もご参照願います。

また、説明に当たりましては税目や主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正条項、施行期日及び改正条項の読み上げなどにつきましては省略をさせていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号（以下、「改正条例」という））の一部改正の主な改正内容第1をごらんください。

改正条例第1条から第5条について記載してございます。

まず、総則関係についてご説明いたします。

第20条につきましては、町税等の納付にかかる延滞金の日数計算の規定でございますが、法改正に伴う所要の規定整備を行ったものでございます。

次に、町民税関係についてご説明をいたします。

第23条につきましては、町民税の納税義務者等についての規定でございますが、人格のない社団法人等についての電子申告義務化に係る規定の適用を除外するための法改正に伴う所要の規定整備でございます。

第24条につきましては、個人町民税の非課税の範囲を定めた規定でございます。

平成33年課税から障がい者、未成年、寡婦等に対する非課税対象の額を現行の125万円から135万円に引き上げられるもので、法改正に伴う規定の整備でございます。

第2項では、政令改正に伴う控除対象配偶者の定義変更及び均等割非課税限度額の引き上げに伴う規定整備でございます。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。

第31条につきましては、法改正に伴う規定整備でございます。

第34条の2につきましては、法改正に伴って基礎控除額に所得要件を設けるための規定整備でございます。

前年の合計所得金額2,500万円以下の所得要件を設けるものでございます。

第34条の6につきましては、法改正に伴って調整控除額に所得要件を設けるための規定整備でございます。

前年の合計所得金額2,500万円以下の所得要件を設けるものでございます。

第36条の2につきましては、法改正及び省令改正に伴って年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件を見直すための規定の整備でございます。

第47条の3につきましては、法改正に伴う所要の規定整備でございます。

第47条の5につきましても、法改正に伴う所要の規定整備でございます。

第48条につきましては、法改正に伴う規定整備とともに租税特別措置法の規定の適用を受ける場合に、控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定の新設でございます。

また、資本金1億円超の普通法人に対する申告書の提出につきましては、国税と同様に電子情報処理組織による提出義務について規定整備を行っておるものでございます。

第52条につきましては、法改正に伴う所要の規定整備でございます。法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について申告後に減額更正し、その後、さらに増額更正等があった場合に増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされ

ていた部分について、その納付がなされていた期間を控除して計算することについての規定の整備でございます。

続いて、3ページをごらんください。

第53条の7につきましては、省令改正に伴う所要の規定整備でございます。

次に、固定資産税関係についてご説明いたします。

第54条につきましては、省令改正に伴う所要の規定整備でございます。

次に、町たばこ税関係についてご説明いたします。

第92条につきましては、法改正に伴って、新たに製造たばこの区分を新設するための所要の規定整備でございます。

製造たばこの区分といたしまして、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこ今年で三つに区分し、このうち喫煙用の製造たばこについては紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこの五つに分類したものでございます。

第92条の2につきましては、条例第92条が新設されたことに伴い、条例の条ずれに伴う所要の規定整備でございます。

第93条の2につきましては、法規定の新設に伴って、特定加熱式たばこ喫煙用具の定義と製造たばこの区分を加熱式たばことするための所要の規定整備でございます。

加熱式たばこの喫煙用具で加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、これらの業者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者その他これらに準ずる者として総務省令で定める者により売り渡し、消費等または引き渡しがされたもの及び輸入したものについては、製造たばことみなすこととするものでございます。

第94条につきましては、法改正に伴って加熱式たばこを紙巻たばこの本数への換算方式を平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5年間で移行していくための規定の整備でございます。

第95条につきましては、法改正に伴ってたばこ税の税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日までの3年間で税率を引き上げるための規定の整備でございます。

第96条につきましては、条例の追加による条項ずれに伴う規定整備でございます。

第98条につきましては、第94条において定義語を置いたことによる規定整備でございます。

続いて、4ページをごらんください。次に、附則関係についてご説明いたします。

附則第3条の2につきましては、延滞金の割合等の特例に係る条項で、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定整備でございます。

附則第4条につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例に係る条例でございます。第52条の改正に伴う所要の規定整備でございます。

附則第5条につきましては、個人町民税の所得割の非課税の範囲等に係る条項で、法改正に伴う所得割非課税限度額の引き上げに伴う所要の規定整備でございます。

附則第10条の2につきましては、わがまち特例の割合に係る条項等の整備を行ったもので、法改正に伴う条文移動を行うとともに、新たに再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の特例措置の見直し、並びに生産性向上特別措置法に基づく指定についての整備を行ったものでございます。

なお、第26項につきましては、生産性特別措置法案は現在、審議中と伺ってございます。

また、施行日につきましては、法律が可決成立し、公布の日から3カ月以内となっております。

附則第10条の3につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けるための条項で、法改正、政令改正に伴う所要の規定整備でございます。

また、第12項の特別特定建築物で高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する劇場、公会堂等の実演芸術の公演等を行うことについて文部科学大臣の認定を受けた施設のうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修が行われた場合に、固定資産税を減額する特例措置を講じる改修実演芸術公演施設について項の新設に伴って規定の整備を行ったものでございます。

続いて、5ページをごらんください。

附則第11条から附則第15条につきましては、固定資産税の土地の評価替えに合わせて税負担の激変緩和措置を行うため、現行の調整措置の仕組みを平成30年度から平成32年度まで3カ年延長するというもので、法改正に伴う所要の規定整備でございます。

附則第17条の2につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第2といたしまして、改正条例第6条について記載してございます。

岬町税条例等の一部を改正する条例（平成27年岬町条例第24号）の改正内容でございますが、附則第5条の町たばこ税に関する経過措置において、平成27年度において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものでございます。

次に、第3といたしまして、改正条例第7条について記載してございます。

岬町税条例の一部を改正する条例（平成29年岬町条例第18号）の改正内容でございますが、都市緑地法等の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

以上が、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 少し教えてほしいことがございます。

町たばこ税関係で、3ページにあるところの加熱式たばこというのがしっかりと規定されるようになったのかなと思うんですけども、これによって、規定することによってたばこ税収入が増える傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、これを施行することによってどういう形になるのか、もう少し詳しくというんですか、わかりやすく教えていただければと思います。お願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げたいと思います。

たばこ税の税率改正によりまして、町のたばこ税の収入がどうなるのかというようなご質問だと思いますけれども、平成29年度の見込みで申しますと、現在、岬町におきましては、約1,400万本のたばこの消費を見込んでおりまして、平成29年度の決算見込みのベースでいきますと、約7,366万8,000円でございます。

今回、たばこ税の税率の引き上げによりまして、平成31年、平成32年、平成33年といった形になりますけれども、喫煙者がどうなるのかというような不透明な状況が確かにございます。

ただ、今申しましたとおり、平成29年度の本数をベースにしますと、年間約300万円程度の増収が見込まれるのではないかと考えておりまして、平成33年度までの累計といたしましては、約1,500万円程度の増額が見込まれるのではないかと考えてございます。

ただし、さきに申しましたとおり、喫煙の状況がどのようになるのかというような不透明な状況がございますけれども、あくまで現行の水準で試算すればそのような状況になるのではないかとということでございます。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ご提案の専決処分承認の議案についてお尋ねいたします。

大きく二つの事柄をお聞きしたいと思います。

一つ目は、概要の説明で該当する箇所としては2ページの条例第34条の2の所得控除にかかわる部分でお尋ねをしたいことが1点あります。

これは、前提となっているところが、いわゆるサラリーマン控除の問題で、給与所得控除の上限の引き上げ、給与収入において1,000万円引き下げ、給与収入において1,000万円が850万円に引き下げられたことが背景にあるわけですがけれども、この影響が岬町においてどのように起こってくるのかという見通しについてお尋ねをしたいと思います。

影響の出方としましては、住民的な影響が出る部分と、それから町財政への影響が出る部分と二つの側面から検討していく必要があるであろうというように考えるんですが、この給与所得控除の上限引き下げに伴って住民的にはどのような影響が発生することが考えられるのか。また、町財政においてはこういった影響が発生することが考えられるのか。

施行期日が先のことでありますので、まだ今、見通しがつかない部分もおありかと思えますけれども、お聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点は、概要文書の4ページの附則第10条の2の第26項、生産性向上特別措置法にかかわる事柄についてお尋ねしておきたいと思います。

これについても、まだ先々のことであるということもありますし、生産性向上の特別措置法そのものがまだ国会で通過していない、可決をされていないという時点でありますので不透明な部分は否めませんが、現時点でわかっていることがあればお聞きをしておきたいと思います。

これは、市町村が導入促進基本計画というものを策定しなければならないということになっていくようでありましてけれども、その対象になった中小事業者が申請をして認定を受ければ減免の措置を受けることができるといったような新設制度をお考えのようなんですけれども、その事務の問題で、私が一つ心配するのは、町の職員全体が決して多いわけではなく中でさまざまな事務をこなしておられて、この基本計画の策定についても一定の事務が発生するということになりますから、その事務が適切に遂行されるのかということが1点懸念をするところでございます。

その点についてお聞きをしたいなということと、それから、これは現在行われている中小企業等経営強化法というものにおける制度が今年度末で廃止をされるということもあって、ちょっと内容的には変えられる部分もあるわけですがけれども、シフトチェンジをするというような側面もあるのかと思うんですね。

それで、今、中小企業等経営強化法の対象になって認定を受けて財政支援を受けている、軽減措置を受けている事業者が岬町内にあるのかどうか、その点についてもこの機会にお

尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 先ほどのご質問でございますけれども、今回、条例改正の中では、ご質問にありましたとおり、給与所得控除額の頭打ちの給与収入を1,000万円から850万円に引き下げるといったことがあります。

その結果、影響を受けるものがどれぐらいなのかというようなご質問でございますけれども、確かにご説明させていただきましたとおり、課税が平成33年度からといったことでございますけれども、現時点でそういった対象の方、ですから給与収入850万円から1,000万円程度の方については現時点では約175名いらっしゃいまして、給与所得者全体の3%です。

国の試算におきましては、約4%といった資料がございましたけれども、岬町独自で試算した結果、約3%となっております。

それから、その結果、影響を受ける方、いわゆる中間層のサラリーマンの方でございますけれども、税額の負担はそのまま、今回、給与所得控除と公的年金控除から基礎控除が10万円の振りかえを行うといったことがなされてございます。

それによりまして、税額自体は負担しないけれども、総所得金額や合計所得金額が増加する可能性があるといったことが考えられるものでございます。

これにつきましては、今年の1月に総務省の自治財政局からの事務連絡でありますけれども、そういった場合について、社会保障制度への影響が懸念されるといった、意図せざるを得ない影響が考えられるのではないかとといった通知がございました。

その通知の内容によりまして、当該制度等を所管省庁における対応等を踏まえ社会保障制度関係部局と連携をして適切に対応をお願いしたいというのが一つあります。

もう一つは、地方公共団体においても独自に実施されている制度に影響が及ぶものについても、同様に適切に対応をお願いしたいといった記述がございました。

このことから、先ほども申しましたとおり、見直しは平成33年度からの課税でございまして、各省庁からの具体的な取り扱いとか、財政支援制度の有無を含めまして、今後、その状況を見守りたいと考えているものでございます。

また、町の財政負担が生じる可能性がある場合につきましては、財政状況を踏まえまして、慎重に判断する必要があると考えてございます。

もう1点の、中小企業の新たな法案の場合でございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、現在、審議中といった状況となっております。

現在、その適用を受けている事業者は町内にどれぐらいあるのかといったご質問でござ

いますけれども、現時点では7社となっております。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 先ほどのご質問の2点目についての補足になりますけれども、今年の3月に特別措置法の法の成立が5月と、国の指針が示されるのが7月ということで予定しておったわけですが、先ほど相馬部長が説明しましたように、ガイドライン等の説明会、これが審議の関係がありまして若干延びていると。5月の末か6月の初旬だろうと聞き及んではおります。

それで、そのガイドラインなり示されますと、やはり町の基本計画になってございまして、内容にもよるとは思うんですけども、町のほうで鋭意策定するように努力してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 2点目にお答えいただいた、これが岬町においても導入促進基本計画とやらを策定しなければならないということになってくると思うんですね。

それで、現在、中小企業経営強化法に基づいて生産性向上計画の認定を受けた事業者が7社あるということでした。

この新しい制度が施行された後に対象となる中小事業者が何社この新しい制度を利用されることになっていくのかということは、現時点では全く見通しもつかないところでありますけれども、やはり中小企業への支援というのは当然必要なものでありますから、新しい制度そのものには私自身は問題があるとは考えておりますけれども、この制度を1社でも多く活用できるように、また、地域の独自性を反映できるような計画がつけられるようであればそのことも踏まえた計画の策定を努力していただきたいと思います。

1点目の影響について、さらにお尋ねをしたいと思います。

先ほど、答弁いただきましたとおり、社会保障制度の給付や負担の水準にかかわって住民的な影響が発生する可能性があるということでございます。

具体的にもう少しお聞きをしたいんですが、影響が出るのが想定される社会保障制度は岬町の中ではどういったものがあるのか、参考までにお尋ねをしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 岬町の住民の方に対しまして、社会保障制度、どのようなものが影響してくるかということですが、所得制限等設けて支給を行っているようなものの他、今、思いつくところ国民健康保険で言いますと、高額療養費の区分の判定においても所得に基づいて判断している状況です。

平成33年度から個人所得税の見直しに対しまして国のほうでも一部、子育てや介護を

行っているのには負担増が生じないよう措置を講じるという話もございます。

今の時点では、国、大阪府からは対応方策等の情報は示されておりませんので、今後、国の動向を注視しながら、今後も情報収集しつつ、その影響する部分については慎重に対応していく必要があるのかなと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 影響を受ける事柄についてお尋ねをしております。

高額療養費も対象になるのかなと今、聞かせていただいて、あ、そうかと感じたんですけどね。

ざっと考えられる住民的な影響でいいますと、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それから保育料ですとか、児童扶養手当などについても住民的に負担が増額されるということにつながっていくかもしれないというようなことが考えられるわけです。

それで、今、お答えをいただいた中でも、今後の事柄について注視をする、また慎重に判断したいということでありましたけれども、私は、これは見ているだけではだめだと思うんです。

というのは、岬町の住民の皆さんに、とりわけ負担が増やされるようなことにつながるような事柄については、岬町から負担が増えないようにしてほしいということはしっかりと国に対して態度の表明をしていくということは必要だと思うんですよね。

確かに、国のほうも住民的な影響も考えられるし、地方財政そのものにも影響が発生するという事は想定をしているので、税制改正大綱のところで社会保障制度の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じるということで、法の施行日である2021年1月1日までに検討していくことということもあわせて通知をしているわけでありましてけれども、この検討していく中身について、見守っていくということだけではなく、必要に応じて住民に不利益が生じないように、また町財政への新たな負担が生じないようにということについては、やはり岬町からしっかりと声を上げていく必要があるんじゃないかと思うんですけれど、そのことについて、岬町の立場といいですか、お聞きをしておきたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

地方税法等の一部改正する法律について、先ほどからる説明をさせていただいた中で、地方から声を上げていくべきじゃないか、また、自治体から、岬町からもそういった国に対してしっかりと負担増になる分については要望していくべきじゃないかということですか。

けども、常にこういう案件の問題については、町村長会、市の場合は市長会、町としては町村長会である大阪府等が説明に来る中で、我々は全国大会において、そういった負担増になる分については負担増にならないようにという要望を常に毎年決議をしながら国のほうに要望していますので、それが通る場合と通らない場合もありますけども、できるだけ我々はそういった努力は惜しまないでやっているということだけ理解していただきたいと思います。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 先ほど、議案第54号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）のご提案については、認めがたいと考える立場で討論をいたします。

先ほどの質疑の中で、最後に町長がお答えをいただいた、その立場は非常に立派だと私は考えるものであります。

住民の負担を増やすような法改定については、市町村会等を通じて意見をその都度表明しているということが語られたところでありますし、今後もその方向を強めていただきたいと考えるところであります。

今回の条例改定の中では、障がい者や未成年者、寡夫及び寡婦に対する一定の配慮がなされていたり、また、劇場等のバリアフリー化の促進で障がい者の方でも誰でも文化芸術に親しむ環境の整備を行うことを目的とするような措置が盛り込まれていたり、前向きに評価できる点もございます。

しかしながら、先ほど質問させていただいて明らかになったとおり、給与所得控除の上限の引き下げに伴う住民的な影響、また、岬町の歳入にかかわる影響がどのように発生してくるのか大きな懸念が持たれるところであります。

この給与所得控除の上限引き下げにかかわっては、やはり勤労世帯や中間層への増税につながりかねないものであります。

また、今回の税条例の改定の提案の前提となっているものの中に、消費税の増税が含まれておりますので、住民負担を増やすものということから、今回の承認の提案については認めがたいと考える立場であります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第54号「専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第54号は承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第55号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第1次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第5、議案第55号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第1次））」につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成30年4月2日付で地方創生推進交付金が交付決定されたことに伴い、深日港と洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズム事業に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年4月2日付で専決処分したものでございます。

今般の補正予算につきましては、地方創生推進交付金などを財源に、広域サイクルツーリズム事業といたしまして、洲本市と共同で広域的な取り組みを行うものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億138万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,138万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参

願います。

国庫支出金につきましては、地方創生推進交付金（広域サイクルツーリズム事業）といたしまして交付決定額3,807万1,000円を計上いたしてございます。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に伴う必要な財源といたしまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金3,611万円を計上いたしております。

諸収入につきましては、乗船料といたしまして海上サイクルルート利用料2,720万円を計上しております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、地方創生総合戦略事業といたしまして1億138万1,000円を計上しております。

主な内容といたしましては、報償費といたしましてイベント時の出演謝礼にかかる広域サイクルツーリズム報償費20万円を、旅費といたしまして、事務連絡や調整を行うための普通旅費と特別旅費の合計で22万9,000円を、需用費といたしまして事務用消耗品や観光案内所の光熱水費の合計で74万円を、役務費といたしまして電話代や文書送料に係る通信運搬費16万9,000円を、委託料といたしまして船舶の運航などに係る海上サイクルルート業務委託料、チラシ、ポスターの作成など広報に係る広域サイクルツーリズムプロモーション委託料、またサイクルステーションの設置などに係る広域サイクルツーリズム業務委託料の合計で9,826万3,000円を、使用料及び賃借料といたしまして洲本港ポートターミナルの使用やコンテナのレンタルに係る海上サイクルルート施設借上料、予約サイトサーバーの使用に係る海上サイクルルートサーバー使用料の合計で168万円を、長机等の庁用器具費10万円をそれぞれ計上するものでございます。

なお、歳入予算でご説明いたしました地方創生推進交付金は広域連携事業として交付されることから、本町のほか洲本市も交付を受けるものでございます。

一方、本補正予算に係る歳出予算は、本町のほうで一括計上し、予算編成に必要な財源を岬ゆめ・みらい基金繰入金で調整を行ってございます。

今後、洲本市側の予算計上時期と合わせまして、以後の補正予算におきまして洲本市に交付された地方創生推進交付金相当額の受け入れと今補正予算で財源調整として取り崩しております岬ゆめ・みらい基金繰入金について必要な調整を行う予定でございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この議会で予算が決定しますので、もし、言えなかったら結構ですけど、これはこの10ページの委託料ですけど、海上サイクルルート委託料の会社というんですか、次にもサイクルルートプロモーション委託料ですか、このもう一つサイクル委託料、これ、先ほど言いましたけど、まだ議会で通ってないんで委託業者は言えなかったら結構ですけど、私はなぜそういうことを言うかといいますと、早うできれば決定の日、いつから走れる決定の日を聞きたいのと、できれば決定すれば早く宣伝というんですか、このプロモーションで宣伝をしていただいて、少しでも早くできたらいいなと思いますので、もし言えれば答えていただけますか。言えなかったら結構です。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、海上サイクルルート業務委託料、船舶運航に係る発注先はどうかというご質問ですが、昨年度、運航していただいております恭兵船舶で今、事務の調整をさせていただいてる最中でありまして。

そのほかのチラシ、ポスター等の広域サイクルツーリズムプロモーション委託料につきましては、現在のところ事務調整中でありまして、具体的な発注先等はまだ確定しておりません。

○道工晴久議長 よろしいですか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 もう1点だけ、前にも聞きましたが、いつごろの決定になるのか、運航の決定はまだわかりませんか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

社会実験運航につきましては、地方創生推進交付金の交付決定が4月2日付でなされたことにより、これにかかる予算につきましては専決処分とさせていただき、本臨時議会にご報告をさせていただいているところですが、運航開始時期につきましては、洲本市との調整や運航に係る諸手続に着手しておるところでありまして、7月の深日港フェスティバルにあわせる形で運航が開始できるよう急ピッチで作業を進めているところでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 急ピッチでやっただけでございまして、できるだけ早く

運航できるようによろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 こちらの歳入と歳出の合計がおよそ1億円の話で、歳入のところで雑入の諸収入のほうは乗船料ということでわかるんですけど、岬町に交付されたほうがこの上の国庫補助金で、洲本市に入って、それをまたこちらに戻してもらうというのが一応立てかえという、夢みらい補助金で立てかえるというように聞こえたんですけど、洲本市にもこれぐらいの金額というのがおりにあるという感覚でいいんでしょうか。

もしくは、洲本市の分に岬町の夢みらい補助金を足してこれだけということになるのかな、どうでしょう。お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

繰入金の中で予算計上している3,611万円と記載させていただいておりますが、実質の岬町からの繰り入れとしましては、1,211万円を考えております。

差額の2,400万円につきましては、洲本市からの負担としまして洲本市議会のほうで議決をいただいた後に、先ほど相馬財政部長からも説明がありましたように、適切な時期におきまして財源更正をさせていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 洲本の議会も経てこないといけないということで、ごめんなさい、2,400万円と言ったんですけど、洲本市にも国のほうから幾ばくか、半分くらい入っているのかな。

そこをもう一回お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方創生交付金についてですが、岬町では3,807万1,000円、事業費にしますと7,614万3,000円。

この事業費に対する半分の補助が出るということです。洲本市側につきましては、対象事業費が2,400万円ですので、その半分、1,200万円が洲本市に交付金として歳入されます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 何点かございます。

1点目、広域サイクルツーリズムプロモーション委託料なんですけれども、これの発注

方法を教えていただきたいということと、あと広域サイクルツーリズム業務委託料ってあります、95万5,000円ですね。これの具体的な業務内容というのを教えていただきたいということと、あと、その下、政策推進担当の海上サイクルルート施設借上料と海上サイクルルートサーバー使用料とあります。これの、同じく具体的な使用というか、どのように使っていくのかというのを教えていただきたいと思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

広域サイクルツーリズムプロモーション委託料につきまして、内容としましては、チラシ・ポスターの作成でありますとか、広報に係る費用を計上させていただいております。

具体的な契約方法等につきましては、今後、進めていくことになるかと考えております。

次に、広域サイクルツーリズム業務委託料についての内容ということで、まず95万5,000円を計上させていただいておりますが、内訳として、サイクルステーションの設置ということで約76万円、サイクルイベントに係る委託ということで20万円を計上させていただいております。

サイクルステーションの設置につきましては、約20カ所を検討しております。内容につきましては、自転車を立てかけるラックでありますとか、簡単な自転車の修理に必要な空気入れや工具を設置する予定としております。

次に、使用料のほうで、海上サイクルルート施設借上料についてご説明をさせていただきます。

まず、先ほど財政部長から説明がありましたが、深日港のポートターミナルの使用料として約40万円、岬町側でレンタルコンテナを借り上げまして、そこで船員の待機等を考えておりまして、これが約48万円。

今年度につきましては、洲本ポートターミナルの施設の中で、コインロッカー等を設置しましてサイクリストに使用していただくことを考えております。

次に、海上サイクルルートサーバー使用料、これは予約サイトのサーバー使用料でありまして、約80万円ということで予算計上させていただいておりますが、この部分についてはまだ検討する部分がありますので、今後、精査させていただき、より安く運営できるように調整していきたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 大体理解できましたが、最後の海上サイクルルートサーバー使用料が80万円となっております、予約サイトの構築というんですか、予約サイトの運営に係るサーバーの使用料なのかなと思うんですけれども、金額的に見ると少し高いかなと思うんで

すが、この金額というのは予約サイトを制作する金額も入っているのかどうか。ただ、単にサーバーだけのものなのか。

あと、もしサーバーだけのものであれば、今の観光協会などのサーバーで代用できるのではないのかなと感じたのでお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、サーバーの作成にかかる委託料的なものも含まれております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 最後、あくまで観光協会の立派なホームページがあるので、その連携とか活用というのは考えてはないということですか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当然、観光協会との連携というのは必要不可欠なものでございます。

ただ、予約サイトにつきまして、幾つものサイトの利用というのはちょっと今のところ考えておりません。当然、観光協会のサイトを使わせていただく中で情報発信をしていきたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 今年度においても前年度の社会実験運航と装いは少し変えてということになるようでありますけれども、また、洲本市との共同事業が行われる見通しが立ったということで、この取り組みそのものは住民的に大いに歓迎されると思います。

それで、ただ、歓迎されるとは思いますが、そのことに伴う財政負担については住民的にもまた別の問題だと思っておりますので、そのあたりについてまず1点お尋ねをいたします。

ちょっと、先ほど来の説明やほかの議員の方々からの質疑を通じて、町の実際の持ち出しがどうなるのかということについてはちょっとよくわからなかった部分があるので、見通しとしてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

町としての単独の持ち出しが一定額発生するであろうというようにお考えなのかなと思うんですけれども、大体の見通しはどのように立てておられるのかお聞きしたいというのが1点目であります。

それから、実施の内容についても、この機会にもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

開始時期については、7月1日の深日港フェスティバルに間に合うようにということで、急ピッチという言葉をお聞きしたとおり、大変な中でご準備されているのかなということ

を想像したのですが、そこらあたりから開始したとして、いつごろの時期まで運航をする計画として想定されているのか。

それから、1日の運航の便数ですとか、あと実際に乗船するときの料金なんかは前回と同様なのか、そのあたりについてもお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点ですが、前回、社会実験運航をなさいました。初めての取り組みでいろんなご苦勞にも接しながらさまざまな努力をしてこられたなど評価をしているものなんですが、前回の経験を受けまして、今回、改めて工夫や改善しようと考えている点が具体的にあるようでしたら、この機会にお尋ねしておきたいと思います。

3点お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今後の見通しとして、一般財源どれだけかかるのかとのご質問と思います。今回、補正予算の専決ということで、岬ゆめ・みらい基金から3,600万円、2,400万円の洲本市からの負担がありますので、ゆめ・みらい基金、最終的には岬町の負担が1,210万円というように引き算をするとなります。

この1,200万円は岬ゆめ・みらい基金ということで基金から繰り入れをさせていただいているところですが、最終的には乗船料収入を増やすことによって基金からの繰り入れをなくすというのが担当者の考え、意気込みといたしますか、目標であります。

次に、運航時期、開始が7月からということではいつまでかというご質問にお答えをさせていただきます。

昨年社会実験運航では、約3カ月間、夏場から秋口にかけての需要を調査できたというところではあるのですが、実際、秋から冬場にかけての需要調査ができておりません。

今回、この交付金の申請をするに当たりましては、約8カ月間行いたいということで計画をさせていただいておりますが、事業の終了時期につきましては今後、かかるであろう費用、歳入の見込み等も勘案しながらの時期になろうかと思っております。

次に、便数は今どのように考えておられるかというお話ですが、まず、昨年同様、4往復8便を基本に、冬場のことも考えさせていただく中で検討をしているところでございます。

次に料金、料金につきましても、昨年度1,500円ということで運航させていただいておりますので、それを基本に割引制度の検討を今行っているところであります。

去年からの改善点というご質問であります。今回の事業につきましては、サイクルツーリズム事業と名称をさせていただいておりますので、サイクリスト向けという大きな

話にはなってくるのですが、サイクリストを新たな需要として取り込むということを目的にもしておりますので、船に乗せる自転車の数を増やしたいと考えております。

先ほど、松尾議員からのご質問でも答えさせていただいておりますが、昨年度のアンケート調査の中でも洲本側にコインロッカーがあるとサイクリストとすれば便利だというお話もいただいておりますので、コインロッカーを設置するなど、サイクリスト向けの改善をさせていただく予定としております。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第55号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第1次））」を起立により、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第55号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

(午前11時13分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

---

○道工晴久議長 お諮りいたします。

日程第6「常任委員会委員の選任」から、日程第7「議会運営委員会委員の選任」、日程第8「特別委員会委員の選任」までの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第6、日程第7及び日程第8の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿(案)のとおり指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されますので、ただいまより、暫時休憩したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午後 1時02分 休憩)

(午後 1時03分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

---

○道工晴久議長 日程第9、選挙第1号「泉州南消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の小川日出夫君、議長の私、道工晴久を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名いたしました小川日出夫君と私、道工晴久を当選者と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小川日出夫君と私、道工晴久が、泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

私のほか、小川日出夫君よろしくお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第10、議案第56号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、奥野 学君の退席を求めます。

(奥野 学議員 退席)

○道工晴久議長 本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第10、議案第56号、監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員より選任の奥野 学氏が監査委員を退職されましたので、奥野 学氏を再度監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第56号「監査委員の選任について」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立満場一致)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第56号はこれに同意することに決定しました。

奥野 学君の入場を求めます。

(奥野 学監査委員入場)

○道工晴久議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので、報告いたします。

---

○道工晴久議長 お諮りします。日程第11「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から、日程第12「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程第13「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」、及び日程第14「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第11から、日程第14までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは、僭越でございますけれども、新役員を代表しまして私のほうからごあいさつを申し上げたいと思っております。

降壇をお許しいただきたいと思います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇のほうへお願いを申し上げます。

(議長降壇)

○道工晴久議長 今議会で新しく三役並びに常任委員長、また特別委員会等の役員が決まりました。

1年間、皆様方にはまたお世話になりますけども、岬町発展のためにしっかりと頑張つて議会運営をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますがごあいさつにかえます。よろしくお願ひします。

(議長登壇)

○道工晴久議長 続きまして、1年間ご苦勞されました前事業委員長、反保多喜男君、演壇のほうへお願ひをいたします。

退任のごあいさつをお願ひいたします。

(反保多喜男事業委員長登壇)

○反保多喜男前事業委員長 ただいま議長からお話がありましたように、今回をもって事業委員会の委員長を退任いたしました。

私、3回連続の委員長をさせていただいたのも皆様のご協力と、そして理事者の皆様のご協力があつてこそ無事勤め上げることができました。

今後とも、委員会は事業委員会所属していますので、松尾委員長のもと頑張つていきたいと思ひます。

どうも、今までありがとうございました。

(拍手)

(反保多喜男事業委員長降壇)

○道工晴久議長 反保議員には、1年間本当にご苦勞さまでございました。厚く御礼申し上げます。

本年は、各役職の選出につきましても、各議員の絶大なるご協力をいただいて、スムーズに決めることができました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

お諮りします。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

よつて、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思ひます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成30年第2回岬町議会臨時会を閉会いたします。  
長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

(午後 1時11分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年5月8日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多喜男

議 員 奥 野 学